

総合交通対策調査特別委員会 報 告 資 料

令和 7 年 1 0 月 1 4 日

報告事項件名	頁
(1) 竹ノ塚駅西口公共駐車場の指定管理者業務評価結果について	2
(2) 六町駅第 3 自転車駐車場 (J A 用地) の暫定開放について	8
(3) 公共交通の自動運転サービスの導入に向けた取組み状況について	1 0
(4) はるかぜ路線維持事業に係る取組み状況について	2 1
(5) 今後の「地域内交通導入サポート制度」の進め方について	2 5
(6) 常東地区「チョイソコ×せんじゅ」の利用状況等について	2 7
(7) 花畑地区「花畑ぐるりん」実証実験開始に向けた取組み状況について . . .	3 2

(都市建設部)

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和7年10月14日

件 名	竹ノ塚駅西口公共駐車場の指定管理者業務評価結果について																	
所管部課名	都市建設部交通対策課 交通施策推進担当課																	
内 容	竹ノ塚駅西口公共駐車場（エミエルタワー内／足立区西竹の塚一丁目11番2号）の令和6年度指定管理者業務について、足立区竹ノ塚駅西口公共駐車場指定管理者選定等審査会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので、以下のとおり報告する。 1 主な業務内容 （1）自転車駐車場、駐車場の利用等管理業務 （2）自転車駐車場、駐車場の維持管理業務 （3）自主事業の実施等 2 指定管理者 タイムズ24株式会社（代表取締役社長 西川 光一） タイムズサービス株式会社（代表取締役社長 川崎 計介） 株式会社ソーリン（代表取締役 野村 一也） 3 指定管理期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 4 指定管理料 なし（利用料金制） 5 評価対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日（2年目） 6 評価委員会開催日 令和7年8月7日（木） 7 評価委員会委員構成（計5名） <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>氏名</th><th>役職等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">学識経験者 (有識者含む)</td><td>高田 和幸 【委員長】</td><td>東京電機大学理工学部教授</td></tr> <tr> <td>板谷 和也</td><td>流通経済大学経済学部教授</td></tr> <tr> <td>五十嵐 恵美</td><td>株式会社 五十嵐恵美不動産鑑定事務所</td></tr> <tr> <td>区内のまちづくりに 関する団体の構成員</td><td>齋藤 きよみ</td><td>まちづくり推進委員</td></tr> <tr> <td>区 職 員</td><td>上野 衣知子</td><td>中部地区まちづくり担当課長</td></tr> </tbody> </table>		種別	氏名	役職等	学識経験者 (有識者含む)	高田 和幸 【委員長】	東京電機大学理工学部教授	板谷 和也	流通経済大学経済学部教授	五十嵐 恵美	株式会社 五十嵐恵美不動産鑑定事務所	区内のまちづくりに 関する団体の構成員	齋藤 きよみ	まちづくり推進委員	区 職 員	上野 衣知子	中部地区まちづくり担当課長
種別	氏名	役職等																
学識経験者 (有識者含む)	高田 和幸 【委員長】	東京電機大学理工学部教授																
	板谷 和也	流通経済大学経済学部教授																
	五十嵐 恵美	株式会社 五十嵐恵美不動産鑑定事務所																
区内のまちづくりに 関する団体の構成員	齋藤 きよみ	まちづくり推進委員																
区 職 員	上野 衣知子	中部地区まちづくり担当課長																

8 評価方法

評価委員会への提出資料の確認および現地視察により実施した。

＜評価委員会提出資料＞

- (1) 事業報告書（評価対象年度）
- (2) 利用者アンケート集計結果
- (3) 労働条件チェックシート
- (4) 業務従事者一覧

9 評価結果

65点満点中 47点

総合評価 B+

(評価項目及び評価基準は、別紙「業務評価シート」参照 P5～7)

10 評価委員会での指定管理者への主な意見等と回答

【意見】

令和6年度の利用者アンケートの結果をどのようにとらえているか。

【回答】

令和5年度の結果と比較すると、「どちらともいえない」が減少し、「よい」の回答が増加した項目があった。特に「施設設備の状態」については、令和5年度の結果がよくなかったことから、令和6年度に場内表示のリニューアルを実施し、日常の清掃も強化した成果と考える。

令和6年度アンケート結果一部抜粋

(1) 場内表示など

	令和5年度	令和6年度	差
わかりやすい	46	121	75
どちらともいえない	73	34	－39
わかりづらい	8	11	3
未回答	1	2	1
合計	128	168	40

(2) 施設設備の状態

	令和5年度	令和6年度	差
つかいやすい	52	129	77
どちらともいえない	47	15	－32
つかいづらい	26	22	－4
未回答	3	2	－1
合計	128	168	40

【意見】

令和5年度の利用者アンケート結果に、「1階のスーパーマーケットのカートが自動車駐車場内に放置されており、風で動いて危険である」とあったが、その後どのように対応しているのか。

【回答】

自転車駐車場の管理人による自動車駐車場の巡回をさらに強化し、1時間に1回場内を巡回し、都度回収している。

【意見】

熱中症対策はどのような取組みを実施しているか。

【回答】

従事者や利用者向けに、自転車駐車場管理室内に経口補水液を常備している。また、従事者に対して始業時の健康チェックを実施している。

【意見】

キャンセル待ち解消のために、定期利用枠の拡大等は検討しているか。

【回答】

自転車駐車場については、10～20名程がキャンセル待ちの状態であるが、雨天時や提携先店舗のイベント時には一時利用が満車となる日があるため、現在の定期利用枠が適正であると考える。自転車駐車場については、50名程がキャンセル待ちの状態ではあるが、一時利用の稼働率も高く、スペースの転用が難しいため、引き続き現在の定期利用枠での運営を行う。複数の自転車駐車場でキャンセル待ちを申請している方もおり、実際の待ち人数よりは少ないと見込んでいる。

【意見のみ】

利用者がわかりやすい案内板などの場内表示のリニューアルにより、安全性や使いやすさが向上している。

11 評価結果の公表

区ホームページに令和7年10月掲載予定。

12 今後の方針

評価結果について、指定管理者に通知し、利用者への更なる利便性向上と、安全管理の徹底が図られたサービス提供を支援していく。

令和7年度 竹ノ塚駅西口公共駐車場 業務評価シート

【評価対象年度】令和6年度 【自己評価】令和7年6月20日 【評価委員会】令和7年8月7日

【評価点】水準を大きく上回る：5点 水準を上回る：4点 水準どおり(水準クリア)：3点

水準を下回る：2点 水準を大きく下回る：1点

大項目	中項目	確認項目				
管理状況	適切な管理の履行	協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか（協定事項）		評価点		
				指定管理者	担当課	評価委員
		1	営業時間と料金の設定 ◆計画どおりの営業時間、料金設定がされているか	3	3	3.0 (満点=5点)
		2	施設・設備の保守点検 (内容、回数等) ◆設備管理：駐車場ゲート、 駐輪機器、防犯設備 など	3	3	
		3	施設及び建物周辺の環境対策 ◆施設内外：定期巡回清掃、 放置対策 など	3	3	
		4	人員配置 (配置数、配置箇所、専門性等) ◆適切な人員配置	3	3	
	5	人材育成の取り組み (専門性向上、接遇向上) ◆定期的な業務実施手順の見直し	3	3		
	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか (協定事項)		評価点		
				指定管理者	担当課	評価委員
		6	施設・設備の改善計画 ◆駐車場利用に支障をきたしていないか	3	3	3.0 (満点=5点)
		7	防災への配慮 ◆防火管理者を配置し、防火管理計画を策定している ◆防災訓練	3	3	
		8	防犯への配慮 ◆施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している ◆全職員に鍵管理マニュアルによる鍵の管理方法等が明確にされている	3	3	
		9	事故への対応 ◆緊急連絡網が作成されている ◆事故対応マニュアルが策定され、全管理人に周知されている	3	3	
大項目	中項目	確認項目				
管理状況	(※法令等の遵守 倫理性も含む)	個人情報保護等は遵守されているか。（協定事項）		評価点		
				指定管理者	担当課	評価委員
		10	個人情報保護の取り組み ◆内部規定の策定 ◆研修の実施	4	3	3.3 (満点=5点)
		11	個人情報事故への対応 ◆個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生しなかったか	4	4	
		12	公契約条例の遵守 (条例適用施設は必須)	—	—	
	13	各種法令等の遵守 ◆研修の実施	4	3		
	環境や地域への配慮	環境に配慮した取り組み (係数×2)		評価点		
				指定管理者	担当課	評価委員
		14	エコ対策の実施及び成果 ◆環境に配慮した取り組み、成果があるか ◆エコカー、電気自動車等の促進に努めているかどうか	8	8	7.2 (満点=10点)
	15	地域特性に配慮した取り組み、地域貢献 ◆地域施設・商店街等との連携及び成果 ◆施設周辺の人材活用（事業講師など）を積極的に行っているか	8	8		

大項目	中項目	確認項目				
管理状況	適切な財務・財産管理	適切な財務運営が行われているか (協定事項)		評価点		
				指定管理者	担当課	評価委員
		16	収支状況（安定的な運営） ◆納付金の状況 固定納付金 11,160,000円 変動納付金 3,209,935円 ◆前年の納付金の状況 固定納付金 11,160,000円 変動納付金 908,942円	4	4	3.3 (満点=5点)
		17	経理処理 ◆経理の明確な区分 ◆帳簿、関係書類による経理状況の明確化	3	3	
		18	経理を担当する常勤の職員 ◆出納係又は経理責任者等の配置	3	3	
事業効果	事業の取組	事業計画どおりのサービスが提供されているか		評価点		
				指定管理者	担当課	評価委員
		19	サービス向上に向けた取り組み ◆案内サインの充実 ◆社会的弱者に対しての配慮があるか ◆トラブル等に対し、早急かつ誠実な対応ができていますか	4	4	3.5 (満点=5点)
		20	利用促進への取り組み ◆情報サービスの充実 ◆提携店舗の獲得	3	3	
大項目	中項目	確認項目				
事業効果	事業の取組	施設の広報活動がされているか (係数×2)		評価点		
				指定管理者	担当課	評価委員
		21	駐車場の広報に向けたPR活動等が行われているか ◆ホームページに駐車場の情報を掲載しているか	10	10	8.8 (満点=10点)
		22	駐車場の広報に向けた独自のPR活動等が行われているか ◆独特な手法により広報をしているかどうか	8	8	
	中項目	確認項目				
	利用の状況	計画どおりの利用状況となっているか		評価点		
				指定管理者	担当課	評価委員
		23	総利用台数 (環境の変化など外部要因を考慮) ◆総利用数 自動車 73,284台 自転車 60,080台 ◆前年の総利用数 自動車 68,713台 自転車 56,036台 前年度からの伸び率など 自動車：106.6% 自転車：107.2%	4	4	3.6 (満点=5点)
		24	一時利用台数 ◆一時利用数 自動車 73,020台 自転車 58,951台 ◆前年の一時利用数 自動車 68,459台 自転車 54,960台 前年度からの伸び率など 自動車：106.6% 自転車：107.2%	4	4	
	25	施設稼働率 ◆施設年間稼働率 自動車 25.6% 自転車 38.6% ※稼働率の目標値 自動車：日中70.0%	3	3		

大項目	中項目	確認項目				
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか （係数×3）		評価点		
				指定管理者	担当課	評価委員
		26	職員の接客対応 ◆職員の親切さ、説明のわかりやすさ	12	12	11.5 （満点=15点）
		27	施設に関すること ◆施設の清潔さ、使いやすさ ◆場内の案内標識サイン等が適切に配置されているかどうか ◆施設内の内装が充実している	12	12	
		28	事業の内容等 ◆料金設定、他の施設にない独自の特色があるか	9	9	
		29	苦情・要望対応 ◆苦情・要望等の対応の適切さ ◆コールセンターの職員の対応、適切さ ◆利用者の要望に応える努力が伺えるか	12	12	
合計点		48.6 （満点=65点）	47.9 （満点=65点）	47.2 （満点=65点）		

【評価委員会評価結果】

評価委員会 評価結果	得点	評価	⇒	ラ ン ク ダ ウ ン 有・ 無	⇒	総合評価 B +
	47	B +				

※評価結果は評価委員会が行う。
※小数点以下は切り捨て、整数とする。

＜評価委員会評価基準＞

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			～			54%以下
		A＋	A	A－	B＋	B	B－	C
65	39	59点以上	54点以上	49点以上	44点以上	39点以上	36点以上	35点以下
			58点以下	53点以下	48点以下	43点以下	38点以下	
得点率		90%以上	～	83%以下	67%以上	～	59%以下	54%以下

※「標準点」…評価項目が全て「3」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。
※「A」は満点の0.75倍以上（小数点以下切上）、「C」は満点の0.54倍以下（小数点以下切捨）とする。

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和7年10月14日

件名	六町駅第3自転車駐車場（JA用地）の暫定開放について
所管部課名	都市建設部交通対策課 交通施策推進担当課
内容	区営六町駅自転車駐車場については、六町駅前区有地活用事業により、令和7年8月末に廃止が予定されていたが、令和7年7月2日に書面で活用事業者（東神開発株式会社）より事業撤退の申し入れがあった。 これに伴い、既存の区営六町駅自転車駐車場は現状のまま運用していくため、代替自転車駐車場として整備した六町駅第3自転車駐車場（JA用地）は当面の間、使用することが無くなった。 については、再び六町駅前区有地活用事業が開始されるまでの間、有効活用を図るために一時利用として使用するの、以下のとおり報告する。 1 場所  2 暫定開放に向けた準備について 今後における暫定開放は、再び六町駅前区有地活用事業が開始された場合、速やかに定期利用へ移行できるよう、一時利用での運用を予定している。今後は、発券機の整備等、暫定開放に向けた準備を進めていく。  西側より撮影

	3 運用形態			
	運用方法	用途	金額（24 時間）	収容台数（台）
	一時利用	大型自転車（子乗せ等）	120 円	87
		普通自転車		304
		原動機付き自転車	200 円	32
	合計			423
	4 開放時期			
	令和 8 年 1 月（予定）			

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和7年10月14日

件 名	公共交通の自動運転サービスの導入に向けた取組み状況について
所管部課名	交通対策担当部新たな交通担当課 都市建設部交通対策課
内 容	公共交通の自動運転サービスの導入に向けた取組み状況について、以下のとおり報告する。 1 バス事業者との覚書及び協定書の締結について 令和8年度以降の自動運転バス実証実験に向けて、日立自動車株式会社と実証期間中の基本的連携事項に関する覚書及び実証実験ルート検討に関する協定書を締結した。 (1) 自動運転バス導入検討における基本的連携事項に関する覚書 (別紙1 P13～16参照) ア 概要 令和7年度～令和9年度の実証期間3か年における自動運転バス導入検討における情報収集や検討等の基本的な連携事項を定める。 イ 有効期間 令和7年9月25日～令和10年3月31日 (2) 自動運転バス実証実験ルート検討に関する協定書 (別紙2 P17～20参照) ア 概要 令和8年度以降の自動運転バス実証実験に向けて、区が費用を負担し、日立自動車株式会社が自動運転システム開発事業者への外部発注等により、実証実験ルートを検討するために必要な事項を定める。 イ 有効期間 令和7年9月25日～令和8年6月30日 ウ 区負担限度額 860万円（9月補正予算計上R7－R8債務） 2 先進事例視察の結果報告について 東京都が実施する江東区及び八王子市での自動運転バスに試乗した結果を報告する。

	江東区	八王子市
実施主体	東京都港湾局	東京都都市整備局
運行経路	新木場駅⇄海の森公園	高尾駅⇄高尾台住宅
運行期間	令和7年7月1日～ 令和8年3月31日	令和7年8月23日～ 令和7年8月31日 ※ 市が12月から通年運行
車両		
車両名	Minibus2.0	E-City L6
車両提供	株式会社ティアフォー	BOLDLY株式会社
運行事業者	<u>日立自動車交通株式会社</u>	西東京バス株式会社
走行速度	最高 40km/h	最高 40 km/h
定員	15 名（着座）	12 名（着座）

(1) 東京都港湾局実施の新木場駅・海の森公園ルート（江東区）

ア 事業概要

令和7年3月に開園した海の森公園への来訪者の交通アクセスを充実させる手段として、6月末までの新木場駅から海の森公園のシャトルバスを7月1日から自動運転車両で運行している。

イ 視察日

令和7年8月20日（自治体担当者向け試乗会へ参加）

ウ 主な試乗結果

（ア）全体的に非常にスムーズな運行で急停車等もなかった。

（イ）右折時は対向車や歩行者の動向により安全確認に時間がかかり、後続車を考慮して手動運転に切り替える場面が見られた。

（ウ）東京ゲートブリッジ上では周囲に自己位置を推定するための目標物が少なく、今後、安全性を高めるために道路側へマーカー設置等の対応を予定していると説明があった。

(2) 東京都都市整備局実施の高尾駅・高尾台住宅ルート（八王子市）

ア 事業概要

東京都都市整備局の「自動運転サービスの導入推進に向けた走行環境整備に関するプロジェクト」により、既存のバス路線（住01系統）と同様のルートで実証し、課題と対策の検証を実施する。

	イ 視察日 令和7年8月28日（一般向け乗車体験への参加） ウ 主な試乗結果 （ア）右左折時は時速10km未満の走行と低速ではあったが、スムーズな運行であると感じた。 （イ）丘陵地での走行では、上り坂での停車・発車や下り坂でのブレーキ動作に一部スムーズさを欠く挙動があった。 （ウ）街路樹の枝葉を障害物として認識しまうことから一部手動運転に切り替える場面が見られた。 エ 今後の八王子市における通年運行 当初計画では、八王子市及び西東京バス株式会社からなるコンソーシアムにて、令和7年12月から同じルートで通年運行の開始を予定している。 令和7年8月29日（金）に東京都の実証実験中に発生した自動運転バスの事故原因と再発防止策を明確にしたうえで、今後の通年運行について、関係者間で協議していくと聞いている。 3 今後の予定 「自動運転バス実証実験ルート検討に関する協定書」に基づき、令和8年度の実証実験に向けて運行ルートの検討を進めるとともに、他自治体の動向を注視しつつ、八王子市での事故原因を踏まえた実証実験の進め方を検討していく。
--	--

自動運転バス導入検討における基本的連携事項に関する覚書

足立区（以下「甲」という。）及び日立自動車株式会社（以下「乙」という。）は、足立区内における自動運転バス導入の検討（以下「本事業」という。）に係る基本的な連携事項について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲が策定した「足立区地域公共交通計画」（令和7年3月策定）に基づき、甲及び乙が相互に連携・協力のうえ、深刻なバス運転士不足への対応として、本事業を実施することで、将来的に、乙が運行する足立区コミュニティバスはるかに自動運転車両を導入し、区内における交通手段を確保することを目的とする。

（基本的な連携内容）

第2条 甲及び乙は、連携して次の事項を行うものとする。

- （1） 自動運転バスの導入検討に必要な情報収集及び共有
- （2） 自動運転バスの導入検討に関する調査・検討
- （3） 自動運転バスの導入に必要となる車両の調達や設備等の整備
- （4） その他自動運転バスの導入にあたり連携が必要となる事項

（有効期間）

第3条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結日から令和10年3月31日までとする。

（具体的な取組み事項に関わる協定等）

第4条 甲及び乙は、本覚書締結後、第2条に規定する連携事項に関し、具体的な取組み事項に係る事業の期間、役割分担、費用負担等について、別途協定等を締結する。

（覚書の解除）

第5条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、本覚書を解除することができる。

- （1） 本覚書の履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- （2） 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行又は競売の申立て若しくは公租公課の滞納処分を受けたとき。

- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがあったとき。
 - (4) 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (5) 代表者が刑事上の訴追を受けたとき、又はその所在が不明となったとき。
- 2 甲又は乙は、前項に規定するもののほか、正当な事由に基づき、本事業を継続できないと判断したときは、本覚書を解除することができるものとする。

(情報の定義)

第6条 次条以下に定める「情報」とは、甲又は乙が、他の当事者に対して、本事業の実施のために、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本覚書締結の前後を問わず、提供した一切の情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は除く。

- (1) 既に公知となっている情報又は開示後に受領した他の当事者の責にもよらず公知となった情報
- (2) 甲又は乙が開示した時点において、既に受領した他の当事者が保有していた情報
- (3) 受領した他の当事者が守秘義務を負うことなく、正当な第三者から適法に入手した情報

(秘密保持)

- 第7条 甲及び乙は、本事業において知り得た情報を本事業の実施上必要な範囲においてのみ使用し、他の当事者の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。
- 2 甲及び乙は、本事業において知り得た情報を第三者に提供する場合は、各々の責任において、事前に個別企業等から承諾を得るなどの必要な手続きを行うものとする。
- 3 本覚書の有効期間満了後も第1項は効力を有するものとする。

(個人情報等の取扱い)

- 第8条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。
- 2 法人情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

(複写及び保管等)

第9条 甲及び乙は、本事業の実施において知り得た情報の複写又は複製について、本事業の実施上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理し、保管する。

(情報の返還等)

第10条 甲及び乙は、他の当事者から提供された情報に関して返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は当該者の指示に従って処分する。

(漏えいの防止等)

第11条 甲及び乙は、前4条の規定に違反した場合又は秘密が漏えいするおそれが生じたことを知った場合は、直ちに当該各規定違反の是正又は漏えいの防止に努めるとともに、当該是正等の内容を、他の当事者に報告する。

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲及び乙は、現在、構成員として暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者及び暴力団準構成員を有しない者、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な行動をし、又は暴力を用いる行為

- (4) 風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、又は他の当事者の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、他の当事者が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当することが判明し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、当該者に何らの催告をすることなく、本覚書の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 4 前項に基づいて本覚書の全部又は一部が解除された場合、第1項又は第2項に違反した当事者は、他の当事者に生じた一切の損害を賠償するものとし、自らに生じた損害について他の当事者に何らの請求もできないものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈上疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議の上解決する。

本覚書の締結を証するため本書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和7年9月25日

東京都足立区中央本町一丁目17番1号
甲 足立区
代表者 区長 近藤 弥生

東京都足立区綾瀬六丁目11番22号
乙 日立自動車株式会社
代表者 代表取締役 佐藤 雅一

自動運転バス実証実験ルート検討に関する協定書

足立区（以下「甲」という。）及び日立自動車株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙が令和 7 年 9 月 25 日付けで締結した「自動運転バス導入検討における基本的な連携事項に関する覚書」（以下「覚書」という。）第 4 条に基づき、令和 8 年度以降に実施する自動運転バスの実証実験の運行ルート検討（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙が連携及び協力をし、令和 8 年度以降に実施を予定しているグリーンスローモビリティ車両及び小型バス車両それぞれにおける自動運転バス導入のための実証実験の実施に向け、走行環境、自動運転難易度、費用対効果等を総合的に判断し、実証実験の運行ルートを検討することを目的とする。

（有効期間）

第 2 条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。

（定義）

第 3 条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）自動運転 システムによる車両制御機能、運転の主体及び道路や地域など、走行環境に関する条件の観点から、5 つのレベルに分類され、運転者ではなくシステムが、運転操作に関わる認知、予測、判断及び操作を代替して行い、車両を自動で走行させることをいう。
- （2）レベル 4 自動運転 自動運転のうち、ODD（運行設計領域／限定領域）と呼ばれる決められた制限下（走行場所等）で、全ての運転操作を自動化した状態をいう。
- （3）グリーンスローモビリティ車両 時速 20 km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスに用いる車両をいう。

（事業の実施）

第 4 条 乙は、本事業の実施にあたり、次の各号の内容を実施するものとする。

- （1）足立区内における交通課題を確認及び整理をし、甲が提示する運行ルート候補地を基に、グリーンスローモビリティ車両及び小型バス車両の走

行を想定して、それぞれの車両の運行に適した検討地域を1～2地域ずつ抽出すること。

(2) 前号により抽出した地域に対して現地調査を実施し、競合バス路線の状況や歩行者、自転車及び自動車等の交通環境、歩車分離の状況、路上駐車等の道路環境、自動運転車両の遠隔操作のための通信環境等を確認し、レベル4自動運転における難易度の区分を、その設定理由と合わせて地図上に整理すること。

(3) 前号の調査結果を踏まえ、最適な運行ルート案、道路環境や交通需要等の地域特性に応じた適合車両、自動運転導入に伴う概算費用及び費用対効果を検討すること。

(4) 前号の検討結果に基づき、自動運転実証運行の実施に要する運行期間や運行ダイヤ、運行体制、その他実証運行の実施に必要な事項を記載した運行計画案を作成すること。

(5) 前4号の規定による実施内容をもとに、足立区における自動運転バスのレベル4自動運転の運行認可取得及び本格運行までの工程表を月単位で作成すること。

(6) 令和8年度の国又は東京都への補助金申請に向け、甲と協力し、必要な提出書類の作成を行うこと。

(7) 甲が、足立区内におけるイベント等において、自動運転の社会受容性向上を目的とした取組みを実施する場合は、これに可能な範囲で協力すること。

2 乙は、前項の規定に基づき実施する内容について、その全部又は一部を専門業者に委託することができるものとする。

(委託先の選定)

第5条 乙は、前条第2項の規定により、事業の全部又は一部を委託する場合は、複数の委託先から総合的に判断し、委託先及びその選定過程について甲の承認を得るものとする。

2 前項の規定により委託先を決定した場合、覚書第7条から第12条までに定める甲及び乙が実施することとされている内容を委託先にも適用するものとする。

(実施計画書)

第6条 乙は、令和7年11月7日までに、第4条第1項各号に定める事業の実施にあたり必要な経費及び事業の内容、実施工程、実施体制等に関して記載した実施計画書を甲へ提出し、その承認を得るものとする。

2 乙は、前項の規定による承認を受けた後に、実施計画書に記載した経費及び

事業の内容、実施工程、実施体制等について変更する場合は、あらかじめ変更実施計画書を甲へ提出し、承認を得なければならない。ただし、事業の内容及び実施工程の軽微な変更の場合はこの限りではない。

(中間報告)

第7条 乙は、第4条第1項各号に定める事業の実施にあたり、次の各号のとおり、甲と内容を調整のうえ、中間報告をするものとする。

(1) 第4条第1項第1号から第3号までの実施内容については、令和8年1月9日までに、中間報告すること。

(2) 第4条第1項第4号から第6号までの実施内容については、令和8年3月13日までに、中間報告すること。

(実施報告書)

第8条 乙は、令和8年4月30日までに、第4条第1項各号に定める事業を実施した結果及び検討過程について、実施報告書を取りまとめ、甲に提出しなければならない。

2 前項の実施報告書については、第4条第1項各号に定める事業の実施に必要なとなった経費の根拠となる資料を添付することとする。ただし、乙の社外に非公開の資料は、閲覧により甲が確認できることとする。

(支払い)

第9条 甲は、前条の実施報告書の提出を受けたときは、これを審査し、その報告に係る成果が本協定の規定に適合するものと認めたときは、次条に規定する負担限度額を限度に、甲から乙への支払金額を確定し、乙へ通知するものとする。

2 乙は、前項に定める通知を受けたときは、請求書により当該支払金額について甲へ請求し、甲は口座振替にて乙の指定する金融機関に支払うものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、本事業の実施にあたり、8,600,000円を限度として負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する金額は、第4条第1項各号に定める事業の実施に要する費用から、消費税及び地方消費税を除外した金額とする。

(協定の解除)

第11条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定

を解除することができる。

- (1) 本協定の履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (2) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行又は競売の申立て若しくは公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがあったとき。
 - (4) 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (5) 代表者が刑事上の訴追を受けたとき、又はその所在が不明となったとき。
- 2 甲又は乙は、前項に規定するもののほか、正当な事由に基づき本事業を継続できないと判断したときは、本協定を解除することができるものとする。
 - 3 甲及び乙は、覚書の全部が解除されたときは、本協定を解除するものとする。

(協議事項)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈上疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議の上解決する。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和7年9月25日

東京都足立区中央本町一丁目17番1号
甲 足立区
代表者 区長 近藤 弥生

東京都足立区綾瀬六丁目11番22号
乙 日立自動車株式会社
代表者 代表取締役 佐藤 雅一

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和7年10月14日

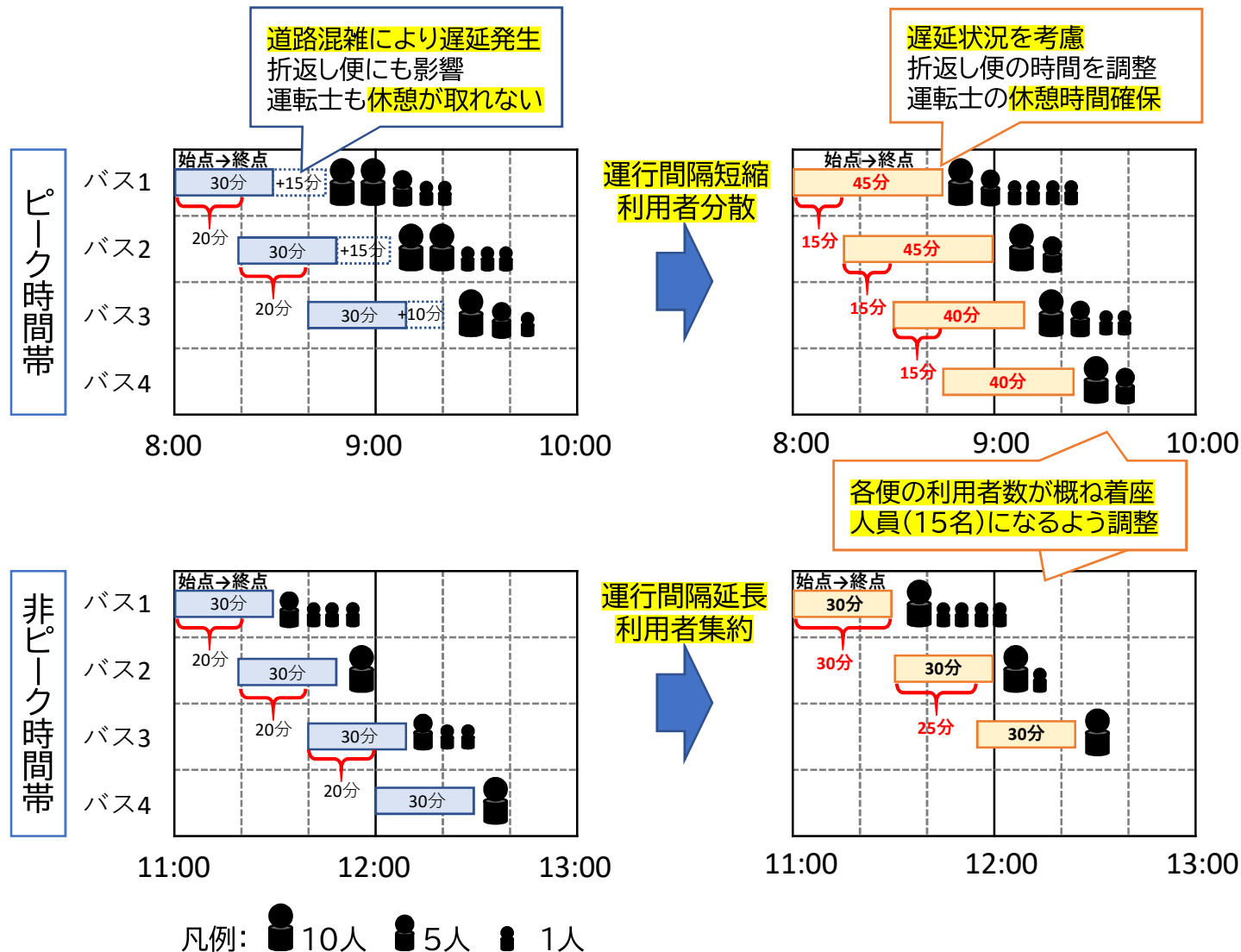
件 名	はるかぜ路線維持事業に係る取組み状況について
所管部課名	交通対策担当部新たな交通担当課 都市建設部交通対策課
内 容	コミュニティバスはるかぜの路線維持事業の進捗状況について、以下のとおり報告する。 1 足立区内のコミュニティバスの新規参入の可能性について 足立区内での運行の可能性について、区外のバス事業者にアンケートを行った。 (1) アンケート対象者 足立区周辺で運行するコミュニティバス運行事業者2者 ※ 事業者からの希望により社名は非公表 (2) アンケートの主な内容 ア 足立区内の廃止路線の引継ぎの可能性 イ 運転士の募集状況 (3) アンケート結果 ア 2者とも足立区内の廃止路線の引継ぎの可能性なし 【理由】運転士不足、運行エリア外（営業所なし）、車両が確保できない イ 2者とも応募数が少ない 2 はるかぜ協働事業路線の運行ダイヤ最適化について 運行事業者のヒアリングや現地調査を踏まえ、はるかぜ協働事業7路線の最適化について、運行事業者と運行ダイヤの改定に向けて調整を行っている。 (1) 最適化の条件 ア バス運転士の労働時間等の改善基準告示に適合 (ア) 1か月の拘束時間 281時間 (イ) 勤務間の休息時間 最低9時間 (ウ) 2日平均の運転時間 9時間以内 (エ) 連続運転時間 4時間以内 イ 各便の乗客数はバスの着座数程度に設定 ウ 現行の運転士数、バス台数 エ EVバスの充電や給油、回送時間を考慮 (2) ダイヤ再編の考え方（別紙1および別紙2 P23～24参照） ア ピーク時と非ピーク時で運行間隔を変更し、混雑緩和

	イ 区間毎の走行時間を調整し、遅延を解消 ウ 効率的な便に合わせたバスの配車、運転士の配置 (3) 今後の予定 最適化案について各事業者と運用可能なダイヤとするよう調整を行い、令和7年12月のダイヤ改正を目指す。
--	--

運行間隔最適化・遅延解消（イメージ）

別紙 1

- 利用者データから、ピーク時と非ピーク時で運行間隔を最適化し、利用者を分散して混雑緩和を図る
- 遅延状況データから、区間ごと、時間帯ごとの所要時間を調整し、遅延の解消を図る



運転士・バス車両配置の最適化（イメージ）

別紙 2

➤「バス運転士の労働時間等の改善基準告示」の労働条件に適合させつつ**運転士やバス車両の配置を最適化**

現在の人員・車両配置

時間帯	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
バス1	営業所より乗務 A 	→ 6号上り 出庫	5号	→ 5号 休憩	5号	5号	→ 5号 昼休憩	5号	5号	5号	→ 5号 休憩	5号	5号	6号下り 給油・帰庫	営業所にて退勤 A 		
バス2					営業所より乗務 B 	→ 6号上り 出庫	6号下り	→ 6号上り 昼休憩	6号下り	→ 6号上り 休憩	6号下り	→ 6号上り 休憩	6号下り	→ 6号上り 休憩	6号下り 給油・帰庫	営業所にて退勤 B 	
...	基本的に同じバスに同じ運転士が乗務し、概ね同じ路線を運行																



最適化AIを活用して時刻表や諸条件に適合する
運転士・バス車両の配置を算出！

時間帯	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
バス1	営業所より乗務 A 出庫	6号上り	5号	6号下り	6号上り	8号	6号下り	6号上り	5号	5号	6号下り	6号上り	11号	給油・帰庫	営業所にて退勤 D		
バス2		営業所より乗務 C 出庫	6号上り	6号下り	6号上り	6号下り	6号上り	8号	6号下り	6号上り	5号	5号	6号下り	給油・帰庫	営業所にて退勤 B		
...	限られた車両台数・人員の中、バス車両の稼働率を上げつつ、運転士の休憩時間を確保出来るよう、最適な配置をAIが算出																

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和7年10月14日

件 名	今後の「地域内交通導入サポート制度」の進め方について								
所管部課名	交通対策担当部新たな交通担当課 都市建設部交通対策課								
内 容	現在「足立区地域内交通導入サポート制度（以下「サポート制度」という。）」に基づき複数の地区で地域内交通の導入検討を進めているが、検討地区が増えることが想定されることから、今後の進め方について以下のとおり報告する。 1 実証実験期間について （１）現行制度と課題 参考とした自治体の事例や、交通事業者の実施に伴う負担を考慮し、サポート制度では実験期間を6か月（3か月×2期）としていた。これを踏まえ、2つのモデル地区で約6か月間の期間を設けて実証実験の導入を進めたところ、以下の課題が確認された。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th><th>課題</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td><td>運行内容を見直す場合、それまで協議や調整をしてきた関係機関と追加協議等に一定の期間を要する。</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>関係者協議が整った後に、関東運輸局へ申請等を提出するため、運行内容変更までに時間を要する。</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>運行開始後、地域内に周知されるまでの期間や運行事業者が運用に馴染む期間が必要。</td></tr> </tbody> </table> （２）改定内容 これらの課題を解決するため、関係者間での合意が得られれば、実証実験の期間を9か月または12か月とすることも可能とする。 現在 今後 ※ 道路運送法では「実証実験を行う場合の運行期間は原則12か月以下」と規定されているため、サポート制度も最長12か月とする。	項番	課題	ア	運行内容を見直す場合、それまで協議や調整をしてきた関係機関と追加協議等に一定の期間を要する。	イ	関係者協議が整った後に、関東運輸局へ申請等を提出するため、運行内容変更までに時間を要する。	ウ	運行開始後、地域内に周知されるまでの期間や運行事業者が運用に馴染む期間が必要。
項番	課題								
ア	運行内容を見直す場合、それまで協議や調整をしてきた関係機関と追加協議等に一定の期間を要する。								
イ	関係者協議が整った後に、関東運輸局へ申請等を提出するため、運行内容変更までに時間を要する。								
ウ	運行開始後、地域内に周知されるまでの期間や運行事業者が運用に馴染む期間が必要。								

2 無償運送（施設等送迎、ボランティア）に対する補助項目について

（1）国の制度改定について

近年の深刻な運転士不足、将来に向けて生産年齢人口が減少していくとみられる中、国の示す「無償運送を行っている団体等に対する自治体からの補助金」の考え方が以下のとおり変更された。

	内容
従前	国の手引きでは、これまで燃料費や車両費、整備費など「運行に必要不可欠な経費」のみ補助可能で、人件費に対する充当は含まれていなかった。
現在	公共交通が縮小する中、関連法の基本方針では持続可能な地域公共交通を目指すためには「地域の輸送資源を総動員する」ことが盛り込まれた。
上記を踏まえての対応	国も地域公共交通維持のため「運行を担う人件費も公共交通サービスの維持に必要不可欠」として、人件費充当を補助対象に含める方向に転換した。

（2）区サポート制度改定の検討について

サポート制度で移動手段確保を検討する際には、新規の乗合型（デマンドや定時定路線）の交通手段に加え「施設送迎車の活用」も含まれている。

これらの方針変更を踏まえ、サポート制度においても、施設送迎車やボランティア輸送に対する補助項目（例 運転士の人件費など）を追加できるか検討を進める。

※ 現在の本サポート制度の手引き（抜粋）

1. 実証実験に係る運行経費

▶ 150万円／月

ア 補助対象

- a. 運行経費（運行委託費、燃料代等）
- b. 利用促進・PR活動等に係る経費

イ 補助対象とする交通手段

- 有償（乗合等）
- △ 無償（施設等送迎、ボランティア）

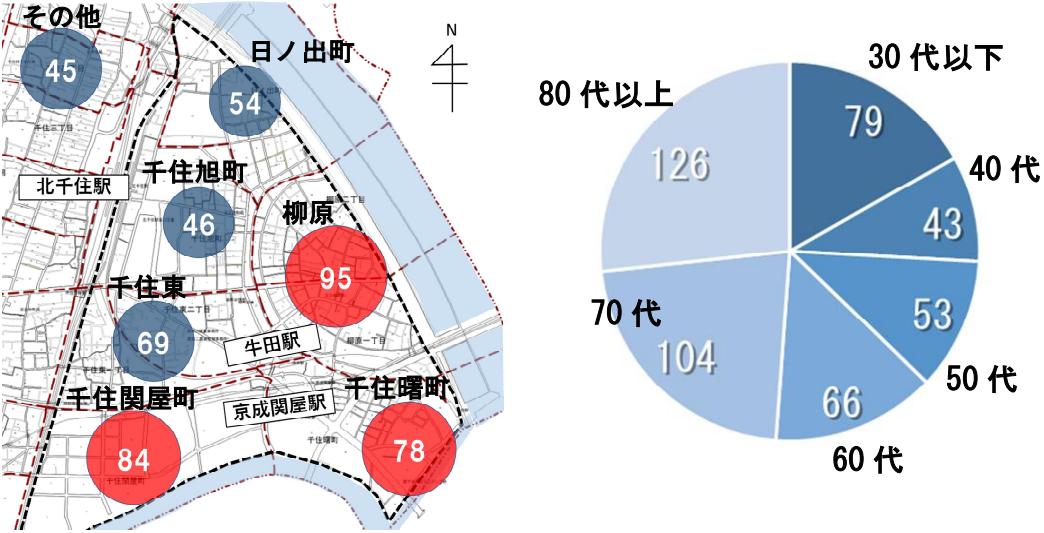
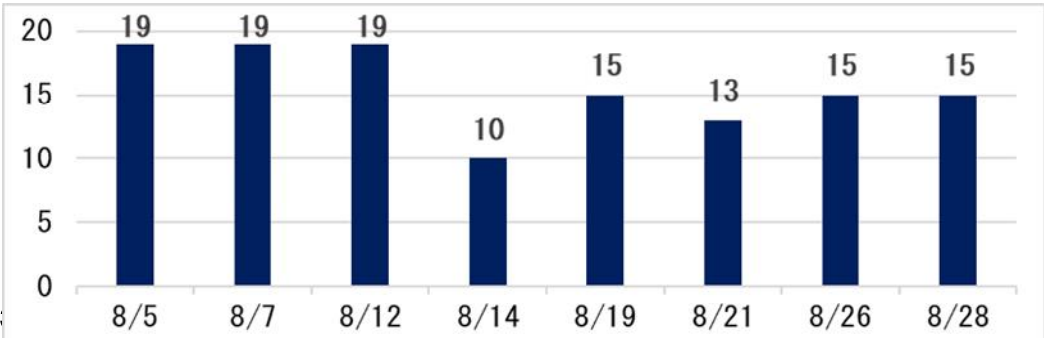
※ △＝運転士等の人件費を除く車両の
燃料費や法定点検費用等を対象

3 今後のスケジュール

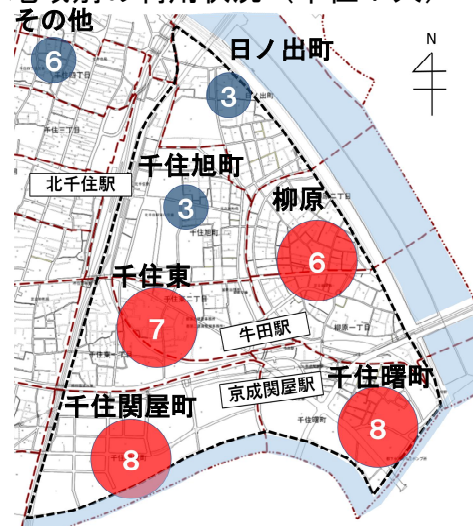
上記の考え方に基づき、令和7年度中に本サポート制度を改定し、令和8年度からの地域内交通に適用できるよう、検討を進めていく。

総合交通対策調査特別委員会報告資料

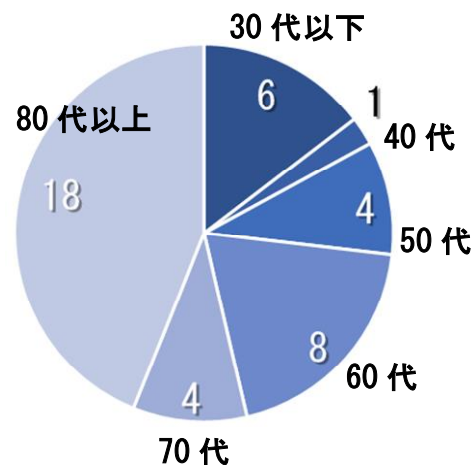
令和7年10月14日

件名	常東地区「チョイソコ×せんじゅ」の利用状況等について																																																
所管部課名	交通対策担当部新たな交通担当課 都市建設部交通対策課																																																
内容	令和7年8月5日から常東地区「チョイソコ×せんじゅ」（以下「チョイソコ」という。）の実証実験を開始した。利用者登録状況及び利用状況等について以下のとおり報告する。 1 利用者登録状況等（8月31日時点） 471名（実証実験開始時点392名） 地域別利用者登録数（単位：人） 年代別利用者登録数（単位：人）  地域別利用者登録数（単位：人） <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>登録数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>日ノ出町</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>千住旭町</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>柳原</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>千住東</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>千住関屋町</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>千住曙町</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> 年代別利用者登録数（単位：人） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>登録数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30代以下</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>40代</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>50代</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>60代</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>70代</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>80代以上</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table> 2 8月末時点の利用状況等について（別紙1 P30参照） 8月は8日間運行し41名、125件の利用があり、1日当たりの利用件数は10件～20件程度であった。また、41名の地域別及び年代別は次頁のとおりである。 1日当たりの利用件数  <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>1日当たりの利用件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8/5</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>8/7</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>8/12</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>8/14</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>8/19</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>8/21</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>8/26</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>8/28</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	地域	登録数	その他	45	日ノ出町	54	千住旭町	46	柳原	95	千住東	69	千住関屋町	84	千住曙町	78	年代	登録数	30代以下	79	40代	43	50代	53	60代	66	70代	104	80代以上	126	日付	1日当たりの利用件数	8/5	19	8/7	19	8/12	19	8/14	10	8/19	15	8/21	13	8/26	15	8/28	15
地域	登録数																																																
その他	45																																																
日ノ出町	54																																																
千住旭町	46																																																
柳原	95																																																
千住東	69																																																
千住関屋町	84																																																
千住曙町	78																																																
年代	登録数																																																
30代以下	79																																																
40代	43																																																
50代	53																																																
60代	66																																																
70代	104																																																
80代以上	126																																																
日付	1日当たりの利用件数																																																
8/5	19																																																
8/7	19																																																
8/12	19																																																
8/14	10																																																
8/19	15																																																
8/21	13																																																
8/26	15																																																
8/28	15																																																

地域別の利用状況（単位：人）



年代別の利用状況（単位：人）



3 第1弾の運行計画見直しについて（別紙2 P31参照）

これまでに開催した事業説明会及び登録会の中で、乗降スポットや運行曜日の追加要望があったことを踏まえ、関係機関との協議の結果、11月より以下のとおり運行計画の見直しを行う。

（1）運行曜日の追加

水曜日を追加し、週3日（火曜日、水曜日、木曜日）運行とする。

ア 利用者登録時に実施していた簡易アンケートで、追加してほしい曜日の設問に対し、月曜日、水曜日、金曜日はほぼ同程度であった。

イ タクシー事業者より「金曜日は通常のタクシー需要も多く乗務員が手薄になってしまう」との意見があった。

ウ 地域協議会との打ち合わせ時に「チョイソコは祝日の場合、運休となること、また月曜日は祝日と重なることが多いため避けた方がよいのではないか」との意見があった。

（2）乗降スポットの追加

現在の44か所から11か所追加し、計55か所とする。

4 継続運行基準の基本的な考え方について

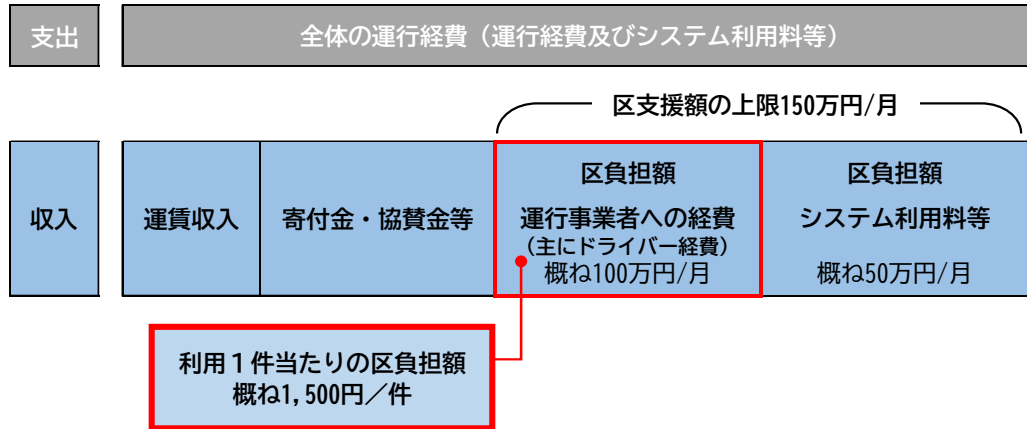
令和7年7月8日開催の総合交通対策調査特別委員会にて報告した「継続運行基準の基本的な考え方」で、チョイソコの運行計画で試算すると継続運行の目安は次頁のとおりのとおりとなる。

なお、地域内交通導入サポート制度として区内で初めての取組みであるため、区内外の他事例を参考に、継続運行基準は引き続き検証していく。

(1) 継続運行基準

継続運行の目安として「利用1件当たりの区負担額が概ね1,500円」としている。

令和7年7月8日 総合交通対策調査特別委員会報告資料抜粋



(2) チョイソコにおける継続運行の目安

週3日での運行計画で試算すると、チョイソコにおける継続運行の目安は、「1日当たりの利用件数が22件程度」である。

8月末時点でのチョイソコの利用実績は、「1日当たりの平均利用件数は15.6件」となっている。

1日当たりの利用件数と区負担額

	8月実績	(参考)	継続の目安
1日当たりの利用件数	15件	20件	22件
利用1件当たりの区負担額	約2,300円	約1,680円	約1,505円

5 今後のスケジュール

- (1) 事業周知が進んできた9月末から地域内でのアンケート調査を実施しており、回答結果を分析し事業改善の洗い出しをしていく。
- (2) また、協賛金募集等を地域協議会と引き続き検討しながら実証実験期間中に試験的な運用を開始できるよう準備していく。
- (3) 上記アンケート結果を踏まえた第2弾となる運行計画の見直しや実証実験の延長も含めて関係機関と協議していく。

時期	内容
令和7年9月末	ア アンケート調査実施（10月26日まで） イ 地域内の交通ニュース vol.5 発行 ウ 関東運輸局へ運行計画変更手続き
11月	ア 第1弾運行計画見直し イ アンケート分析/第2弾運行計画見直し検討

乗降スポット別利用回数（単位：件）

乗降場名	乗車利用 (回)	降車利用 (回)	合計 (回)
1_日ノ出町35番地先	3	0	3
2_日ノ出町団地西側	4	1	5
3_日ノ出町団地東側	0	0	0
4_日ノ出町21番地先	0	1	1
5_スーパーたなか駅前店	2	1	3
6_旭町自治会センター前	1	0	1
7_北千住駅東口	16	47	63
8_千寿桜堤中学校北側	0	0	0
9_柳原寺	0	2	2
10_千住旭町23番地先	0	2	2
11_千寿桜堤中学校西側	2	0	2
12_原島接骨院	0	0	0
13_千寿の郷	1	0	1
14_柳原歯科	1	0	1
15_柳原一丁目2番地先	1	0	1
16_旭医院	5	5	10
17_千住東二丁目6番地先	0	1	1
18_東町住宅東側	4	1	5
19_柳原一丁目27番地先	0	0	0
20_今井眼科	0	0	0
21_吉田医院	2	0	2
22_千住あずま住区センター	0	0	0
23_牛田駅・京成関屋駅	0	1	1
24_東二丁目自治会会館	11	6	17
25_東町会館	0	0	0
26_愛里病院	0	6	6
27_千住東一丁目17番地先	5	2	7
28_ドーミー北千住	0	0	0
29_千住東一丁目28番地先	0	0	0
30_千住関屋町会館	10	7	17
31_トーア千住マンション	1	0	1
32_千住関屋町2番地先	0	0	0
33_セザール第二北千住	0	0	0
34_千住関屋町12番地先	0	0	0
35_グリーンコーポ千寿	20	2	22
36_コスモシティ北千住	1	0	1
37_ダイエー千住曙町店前	1	0	1
38_足立共済病院	14	17	31
39_千住曙町公園	0	0	0
40_堀切駅	0	0	0
41_柳原病院	2	5	7
42_健愛クリニック	0	3	3
43_イニシア千住曙町東	6	3	9
44_シテヌーブ北千住A棟前	2	2	4

北千住駅に行く際にチョイソコを利用されている場合が多い

運転士によると病院を利用されている方の他、近くの施設を利用されている方もいると聞いている。

※1件の予約で2人乗車する場合等があるため「1日当たりの利用件数」と件数は一致しない

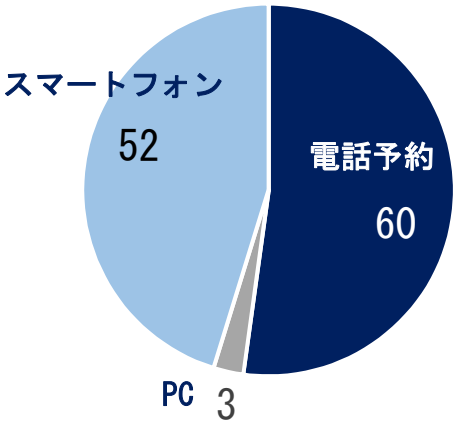
時間帯別利用件数（単位：件）

時間帯	件数	1日当たり	割合
8時から	13	1.6	11.3%
9時から	23	2.9	20.0%
10時から	26	3.3	22.6%
11時から	22	2.8	19.1%
12時から	0	0.0	0.0%
13時から	21	2.6	18.3%
14時から	10	1.3	8.7%

8時台はほとんどが医療施設への利用である。

9時台、10時台から北千住駅東口の利用が多くなっている。

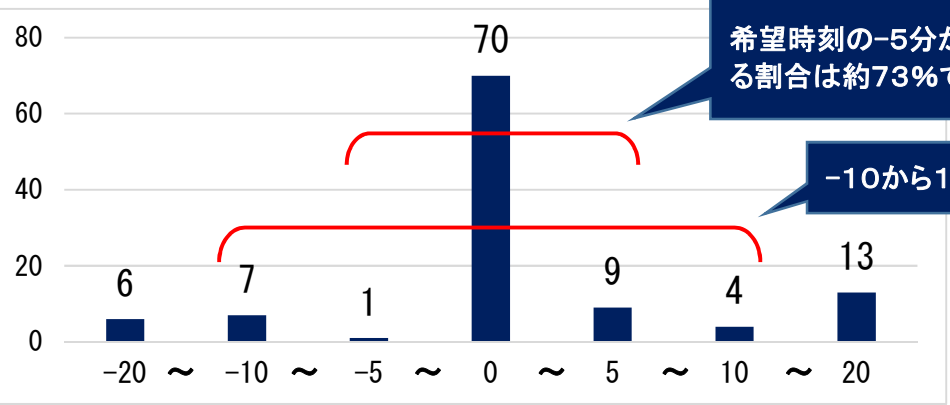
予約方法別（単位：件）



スマートフォンを使い慣れている世代の利用もあり、現在のところ比率はほぼ均等である

「予約時の希望時刻」と「予約確定時の時刻」との差異（単位：件）

※「出発希望時刻」と「到着希望時刻」を検索でき、以下は「出発希望時刻」で検索した110件の分析例：「9時00分に出発希望」と検索した際、実際に予約確定したのが8時55分だった場合-5に1件加算



希望時刻の-5分から5分の間で予約確定している割合は約73%であった

-10から10分の間になると約82%である

乗降スポット位置図

- 当初からの乗降スポット44箇所(位置及び名称変更は緑色)
- 追加する乗降スポット11箇所



乗降スポット一覧

(橙: 当初からのスポット 緑: 位置及び名称変更スポット 赤: 追加するスポット)

1	日ノ出町35番地先	日ノ出町35-1	45	日ノ出町5番地先	日ノ出町5-10
2	日ノ出町団地西側	日ノ出町27-1	46	千寿の郷西側	柳原2-34
3	日ノ出町団地東側	日ノ出町27-3	47	柳原二丁目31番地先	柳原2-31
4	日ノ出町21番地先	日ノ出町21	48	千草園北側	柳原1-21
5	スーパーたなか駅前店	千住旭町43-12	49	千草園南側	柳原1-21
6	旭町自治会センター前	千住旭町29-5	50	ロータリーパレス千住関屋	柳原1-35-2
7	北千住駅東口	千住旭町4	51	千住曙町バス停(浅草方面)	千住曙町21-13
8	千寿桜堤中学校北側	柳原2-49	52	関屋ステーションハイツ	千住曙町6-6
9	柳原寺	柳原2-5-1	53	千住関屋町20番地先	千住関屋町20
10	千住旭町23番地先	千住旭町23-5	54	アダッキオ / SLOW JET COFFEE 前	千住東1-29-12
11	千寿桜堤中学校西側	柳原2-49	55	ルネサンス北千住24前	千住旭町5-2
12	原島接骨院	柳原2-3-12			
13	千寿の郷	柳原2-33-6			
14	柳原歯科	柳原1-8-6			
15	柳原一丁目2番地先	柳原1-2			
16	旭医院	千住旭町9-15			
17	千住東二丁目6番地先	千住東2-6-9			
18	東町住宅東側	千住東2-21			
19	柳原一丁目27番地先	柳原1-27			
20	今井眼科	柳原1-23-9			
21	吉田医院	柳原1-31-14			
22	千住あずま住区センター	千住東2-21-18			
23	牛田駅・京成関屋駅	千住曙町3-16			
24	東二丁目自治会会館	千住東2-20-14			
25	東町会館	千住東2-7-11			
26	愛里病院	千住東1-20-12			
27	千住東一丁目17番地先	千住東1-17			
28	ドーミー北千住	千住東1-26-6			
29	千住東一丁目28番地先	千住東1-28			
30	千住関屋町会館	千住関屋町10-16			
31	トーア千住マンション	千住関屋町8-7			
32	千住関屋町2番地先	千住関屋町2			
33	セザール第二北千住	千住関屋町4-10			
34	千住関屋町12番地先	千住関屋町12			
35	グリーンコーポ千寿	千住関屋町17-15			
36	コスモシティ北千住	千住関屋町17-40			
37	ダイエー千住曙町店前	千住曙町6-16			
38	足立共済病院	柳原1-36-8			
39	千住曙町公園	千住曙町28			
40	堀切駅	千住曙町34-2			
41	柳原病院	千住曙町35-1			
42	健愛クリニック	千住曙町37-8			
43	千住曙町バス停(亀有方面)	千住曙町40			
44	アンダーパス北千住A棟前	千住曙町41-1			

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和7年10月14日

件 名	花畑地区「花畑ぐるりん」実証実験開始に向けた取組み状況について																										
所管部課名	交通対策担当部新たな交通担当課 都市建設部交通対策課																										
内 容	花畑地区の地域内交通「花畑ぐるりん」の実証実験開始に向けた取組み状況について、以下のとおり報告する。 1 花畑地区の運行計画 令和7年8月に関東運輸局へ以下の運行計画で事業認可申請を提出し、令和7年10月8日頃に事業認可の取得を予定している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛称名</td><td>花畑ぐるりん（花畑地区交通協議会のメンバーを中心に地元住民にて決定）</td></tr> <tr> <td>運行形態</td><td>定時定路線型</td></tr> <tr> <td>運行期間</td><td>前半 令和7年10月20日～令和8年1月31日 後半 令和7年2月1日～令和8年3月31日 （計5か月強）</td></tr> <tr> <td>運行頻度</td><td>前半 週3日（月曜、水曜、金曜） 後半 週4日（月曜、火曜、水曜、金曜） ※ 祝日、年末年始は運休</td></tr> <tr> <td>運行時間</td><td>午前8時～午後5時</td></tr> <tr> <td>停留所数</td><td>上り 21か所 下り 20か所</td></tr> <tr> <td>所要時間</td><td>上り 42分 下り 37分 ※ 始発地から終点までの時間。道路状況によって変更の可能性あり。</td></tr> <tr> <td>利用運賃</td><td>100円／1乗車（未就学児は無料）</td></tr> <tr> <td>運行事業者</td><td>タクシー事業者1社</td></tr> <tr> <td>使用車両</td><td>タクシー事業者が所有するワンボックスタイプの乗用車を利用（利用定員 最大6人） 前半 2台で運行 後半 1台で運行</td></tr> <tr> <td>事前登録</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>事前予約</td><td>不要</td></tr> </tbody> </table>	項目	内容	愛称名	花畑ぐるりん（花畑地区交通協議会のメンバーを中心に地元住民にて決定）	運行形態	定時定路線型	運行期間	前半 令和7年10月20日～令和8年1月31日 後半 令和7年2月1日～令和8年3月31日 （計5か月強）	運行頻度	前半 週3日（月曜、水曜、金曜） 後半 週4日（月曜、火曜、水曜、金曜） ※ 祝日、年末年始は運休	運行時間	午前8時～午後5時	停留所数	上り 21か所 下り 20か所	所要時間	上り 42分 下り 37分 ※ 始発地から終点までの時間。道路状況によって変更の可能性あり。	利用運賃	100円／1乗車（未就学児は無料）	運行事業者	タクシー事業者1社	使用車両	タクシー事業者が所有するワンボックスタイプの乗用車を利用（利用定員 最大6人） 前半 2台で運行 後半 1台で運行	事前登録	不要	事前予約	不要
項目	内容																										
愛称名	花畑ぐるりん（花畑地区交通協議会のメンバーを中心に地元住民にて決定）																										
運行形態	定時定路線型																										
運行期間	前半 令和7年10月20日～令和8年1月31日 後半 令和7年2月1日～令和8年3月31日 （計5か月強）																										
運行頻度	前半 週3日（月曜、水曜、金曜） 後半 週4日（月曜、火曜、水曜、金曜） ※ 祝日、年末年始は運休																										
運行時間	午前8時～午後5時																										
停留所数	上り 21か所 下り 20か所																										
所要時間	上り 42分 下り 37分 ※ 始発地から終点までの時間。道路状況によって変更の可能性あり。																										
利用運賃	100円／1乗車（未就学児は無料）																										
運行事業者	タクシー事業者1社																										
使用車両	タクシー事業者が所有するワンボックスタイプの乗用車を利用（利用定員 最大6人） 前半 2台で運行 後半 1台で運行																										
事前登録	不要																										
事前予約	不要																										

2 実証実験開始に向けた取組み

令和7年10月20日の実証実験開始に向け、花畑地区交通協議会、交通事業者とも協力し、以下の取組みを進めている。

(1) 試走会の実施

ア 日時

9月17日、10月3日

イ 内容

(ア) 実際の乗降手順の確認

(イ) 運行ルート及び各停留所の確認

ウ 試走会での主な意見

(ア) 安全に乗り降りする手順を分かりやすくまとめてほしい。

(イ) 運賃の支払いは乗車前にドライバーへ直接渡す形が良い。

(ウ) 安全に乗り降りするため踏み台や車内の手すりを活用する。

エ 試走会の様子



(2) 地域内の交通ニュース発行（別紙1～2参照 P35～37）

令和7年9月に、運行ルートや運行ダイヤを記載した地域内の交通ニュース第2号と実証実験開始を周知するポスターを作成し、地域へ周知、配布した。

(3) 花畑ぐるりん説明会

地域住民向けに広く周知を行うため、以下の内容で花畑ぐるりんの運行概要や運行ルート、運行ダイヤ、乗り降りの手順についての説明会を行った。

日程	会場
令和7年10月10日（金）	桜花亭 2階洋室
令和7年10月11日（土）	桜花小学校 多目的室

3 今後のスケジュール

実証実験開始後もSNS配信など、運行の周知活動を継続していく。

また、利用実績の確認や、利用者アンケートを実施し、運行の傾向や需要を分析する。これらをもとに、運行計画の見直しや令和8年4月以降の実証実験の継続について検討を行う。

	時期	内容
	令和 7 年 11 月頃	利用者アンケート実施予定
	令和 8 年 2 月	運行ダイヤの変更 (週 3 日 2 台運行から週 4 日 1 台運行)



令和7年10月20日(月)から

花畑をつなぐ新しい交通

花畑ぐるりん

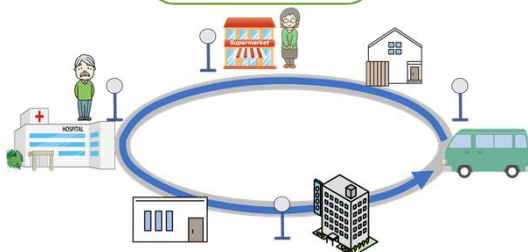
実証実験開始！

I 「花畑ぐるりん」とは

花畑ぐるりんとは、地元自治会長など地域を代表する方々をメンバーに発足した**花畑地区交通協議会**が主体となって決定した、花畑地域の路線定期型交通の名称です。

花畑地区交通協議会と交通事業者、足立区が連携し、**日常の買い物や通院など、地域内の交通不便を解消するための新たな交通手段**です。

運行イメージ



予約不要で、バスのように**決められた経路・時刻**で運行します。

使用予定の車両



IV 時刻表

※今後の利用状況により、変更となる場合があります

上り

【主な停留所】

花畑八丁目アパート前

ベルクス前

花畑区民事務所

停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
① 花畑八丁目アパート前	8:00	9:00	9:15	10:00	11:02	12:15	14:12	14:36	15:42
② 保育所前（ぐるりん）	8:02	9:02	9:17	10:02	11:04	12:17	14:14	14:38	15:44
③ 交番横（ビオトープ前）	8:04	9:04	9:19	10:04	11:06	12:19	14:16	14:40	15:46
④ 鷺宿東公園前	8:06	9:06	9:21	10:06	11:08	12:21	14:18	14:42	15:48
⑤ 大鷺神社横	8:08	9:08	9:23	10:08	11:10	12:23	14:20	14:44	15:50
⑥ 花畑七丁目アパート前	8:10	9:10	9:25	10:10	11:12	12:25	14:22	14:46	15:52
⑦ 花畑デンタルクリニック前	8:12	9:12	9:27	10:12	11:14	12:27	14:24	14:48	15:54
⑧ 花六東公園前	8:14	9:14	9:29	10:14	11:16	12:29	14:26	14:50	15:56
⑨ キング交通	8:17	9:17	9:32	10:17	11:19	12:32	14:29	14:53	15:59
⑩ 花畑第六アパート前	8:19	9:19	9:34	10:19	11:21	12:34	14:31	14:55	16:01
⑪ 花中東	8:21	9:21	9:36	10:21	11:23	12:36	14:33	14:57	16:03
⑫ 榎の木公園前（ぐるりん）	8:23	9:23	9:38	10:23	11:25	12:38	14:35	14:59	16:05
⑬ 桜花小学校入口（ぐるりん）	8:25	9:25	9:40	10:25	11:27	12:40	14:37	15:01	16:07
⑭ 鷺宿会館前	8:27	9:27	9:42	10:27	11:29	12:42	14:39	15:03	16:09
⑮ 浅間第一公園前	8:29	9:29	9:44	10:29	11:31	12:44	14:41	15:05	16:11
⑯ 花畑団地57号棟前	8:31	9:31	9:46	10:31	11:33	12:46	14:43	15:07	16:13
⑰ ベルクス前	8:34	9:34	9:49	10:34	11:36	12:49	14:46	15:10	16:16
⑱ 藤井クリニック前	8:36	9:36	9:51	10:36	11:38	12:51	14:48	15:12	16:18
⑲ 花畑団地70号棟前	8:38	9:38	9:53	10:38	11:40	12:53	14:50	15:14	16:20
⑳ 東京足立病院	8:40	9:40	9:55	10:40	11:42	12:55	14:52	15:16	16:22
㉑ 花畑区民事務所	8:42	9:42	9:57	10:42	11:44	12:57	14:54	15:18	16:24

下り

【主な停留所】

花畑区民事務所

ベルクス前

花畑八丁目アパート前

停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
㉑ 花畑区民事務所	10:20	10:48		11:50	13:30		15:00	15:23	16:30
⑳ 東京足立病院	10:22	10:50		11:52	13:32		15:02	15:25	16:32
⑲ 花畑団地70号棟前	10:24	10:52		11:54	13:34		15:04	15:27	16:34
⑱ 藤井クリニック前	10:26	10:54		11:56	13:36		15:06	15:29	16:35
⑰ ベルクス前	10:27	10:55	11:40	11:57	13:37	14:00	15:07	15:30	16:36
⑯ 花畑団地57号棟前	10:29	10:57	11:42	11:59	13:39	14:02	15:09	15:32	16:38
⑮ 浅間第一公園前	注意：下りは停留しません								
⑦ 花畑デンタルクリニック前	10:31	10:59	11:44	12:01	13:41	14:04	15:11	15:34	16:39
⑬ 桜花小学校入口（ぐるりん）	10:33	11:01	11:46	12:03	13:43	14:06	15:13	15:36	16:40
⑫ 榎の木公園前（ぐるりん）	10:35	11:03	11:48	12:05	13:45	14:08	15:15	15:38	16:41
⑪ 花中東	10:37	11:05	11:50	12:07	13:47	14:10	15:17	15:40	16:42
⑩ 花畑第六アパート前	10:39	11:07	11:52	12:09	13:49	14:12	15:19	15:42	16:43
⑨ キング交通	10:41	11:09	11:54	12:11	13:51	14:14	15:21	15:44	16:48
⑧ 花六東公園前	10:43	11:11	11:56	12:13	13:53	14:16	15:23	15:46	16:49
⑭ 鷺宿会館前	10:45	11:13	11:58	12:15	13:55	14:18	15:25	15:48	16:50
⑥ 花畑七丁目アパート前	10:47	11:15	12:00	12:17	13:57	14:20	15:27	15:50	16:51
④ 鷺宿東公園前	10:49	11:17	12:02	12:19	13:59	14:22	15:29	15:52	16:52
⑤ 大鷺神社横	10:51	11:19	12:04	12:21	14:01	14:24	15:31	15:54	16:53
③ 交番横（ビオトープ前）	10:53	11:21	12:06	12:23	14:03	14:26	15:33	15:56	16:54
② 保育所前（ぐるりん）	10:55	11:23	12:08	12:25	14:05	14:28	15:35	15:58	16:55
① 花畑八丁目アパート前	10:57	11:25	12:10	12:27	14:07	14:30	15:37	16:00	17:00

II 運行概要 ※今後の利用状況により、変更となる場合があります

- ① 利用運賃・・・1回100円で現金払いのみ（未就学児は無料）
- ② 運行日時・・・週3日（月曜・水曜・金曜）、午前8時～午後5時
※ 祝日及び年末年始は運休
- ③ 実験期間・・・令和7年10月20日～令和8年3月31日※
- ④ 利用登録・予約・・・不要
- ⑤ 乗車人数・・・最大6人



III 運行経路 ※今後の利用状況により、変更となる場合があります

Point 1

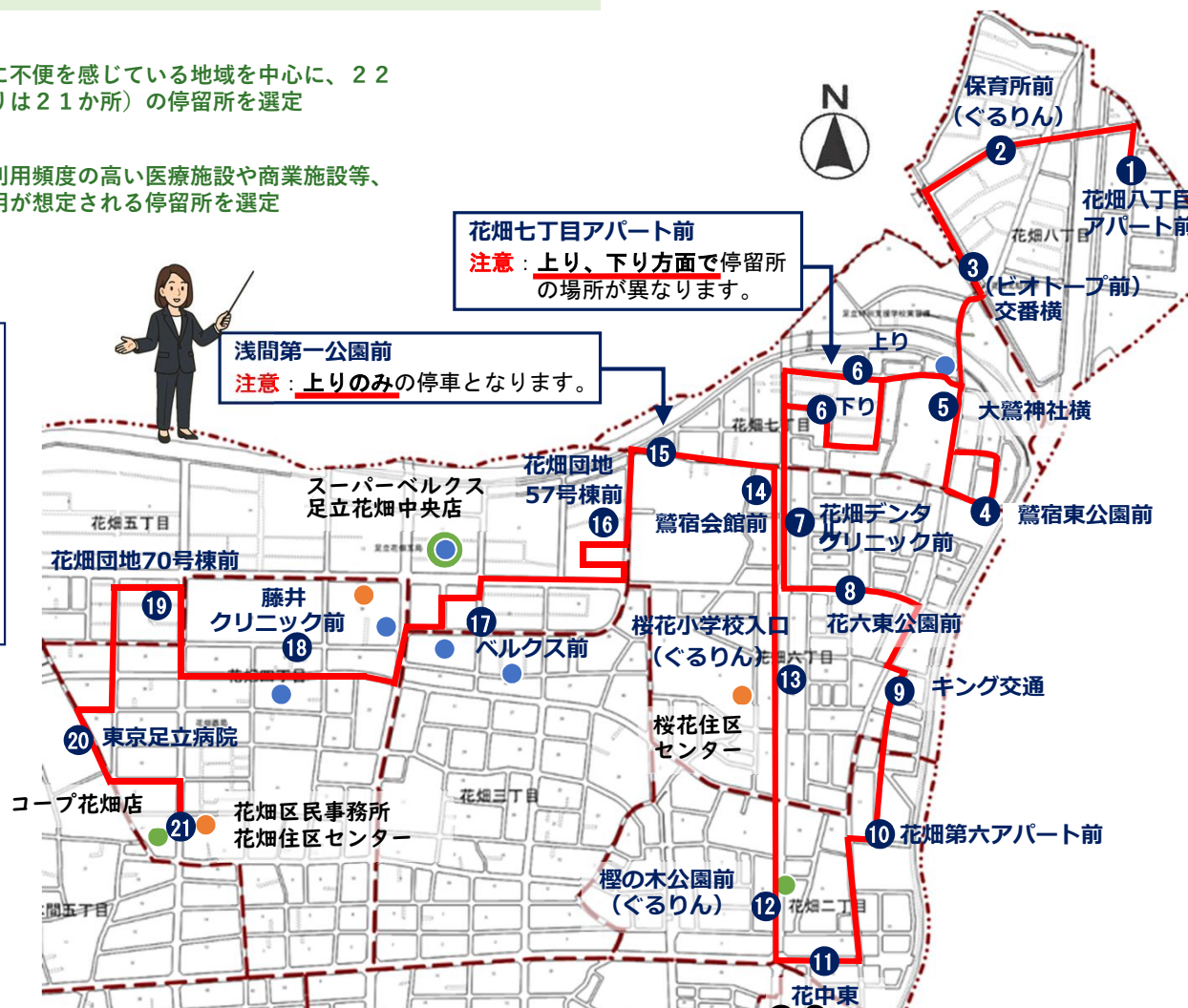
日常移動に不便を感じている地域を中心に、22か所（下りは21か所）の停留所を選定

Point 2

地域内で利用頻度の高い医療施設や商業施設等、幅広い利用が想定される停留所を選定

凡例

- 医療施設
- 商業施設
- 公共施設等
- 運行経路
- ① 停留所



- ※ 2月1日～3月31日の期間は運行ダイヤが異なるのでご注意ください。
- ※ 運行は1日10便程度の予定です。2月以降の運行ダイヤの詳細が決定しましたら、適宜お知らせします。

お出かけ・お買い物・通院は
ぜひ 花畑ぐるりん で

停留所名	所要時間
① 花畑八丁目アパート前	—
② 保育所前（ぐるりん）※	2分
③ 交番横（ピオトープ前）	4分
④ 鷺宿東公園前	6分
⑤ 大鷺神社横	8分
⑥ 花畑七丁目アパート前	10分
⑦ 花畑デンタルクリニック前	12分
⑧ 花六東公園前	14分
⑨ キング交通	17分
⑩ 花畑第六アパート前	19分
⑪ 花中東	21分
⑫ 榎の木公園前（ぐるりん）※	23分
⑬ 桜花小学校入口（ぐるりん）※	25分
⑭ 鷺宿会館前	27分
⑮ 浅間第一公園前（上りのみ停車）	29分
⑯ 花畑団地57号棟前	31分
⑰ ベルクス前	34分
⑱ 藤井クリニック前	36分
⑲ 花畑団地70号棟前	38分
⑳ 東京足立病院	40分
㉑ 花畑区民事務所	42分

※ 停留所② ⑫ ⑬は既存のバス停留所の場所に設置をするため、既存のバス停名+（ぐるりん）の名称になっています。



花畑をつなぐ新しい交通

花畑ぐるりん

登録・予約
不要

実証実験始まります！

実験期間

2025/ **10** / 20 ▶ 2026/ **3** / 31

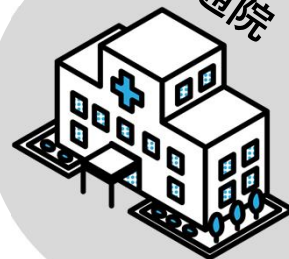
買い物



家から遠くて不便…



通院

そんな
あなたに予約不要でバスのように、決められた経路・時刻で
運行する「花畑ぐるりん」がおすすめです

幅広い方にご利用いただけるよう21カ所の停留所にとまります

料金

100円 / 1 乗車

未就学児は無料

詳細はこちら

運行
日時月・水・金曜日 / 1時間あたり1便程度
8時～17時（祝日、年末年始は除く）※利用方法、各停留場所や運行ダイヤなど、詳しい内容は「地域内の交通ニュース」や「区ホームページ」を
ご覧ください。2月1日～3月31日は運行日時、運行ダイヤが異なるため、決定次第お知らせします。

花畑地区交通協議会 × ▲ 足立区

TEL: 03-3880-5937（交通対策課直通）